

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(複利)

1. 自動継続

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。
この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をした時はその満期日)から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率(継続後の預金については、前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受け取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
なお、当社がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日以降に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金の元金とともに支払います。
また、一部解約後の残りの預金について、満期日前に解約または一部解約する場合も同様に取扱います。
ただし、この預金を満期日前に解約した結果、預入金額が **300** 万円以上の場合には **300** 万円を、預入金額が **300** 万円未満の場合には **1** 万円を下回することはできません。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

② 預入日の4年後の応当日を満期としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |

- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上4年未満 約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上5年未満 約定利率×90%

④ 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%
- F 5年以上6年未満 約定利率×80%
- G 6年以上7年未満 約定利率×90%

⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%
- D 3年以上4年未満 約定利率×30%
- E 4年以上5年未満 約定利率×40%
- F 5年以上6年未満 約定利率×50%
- G 6年以上7年未満 約定利率×60%
- H 7年以上8年未満 約定利率×70%
- I 8年以上9年未満 約定利率×80%
- J 9年以上10年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割りで計算します。

3. 預金の解約、書替継続

この預金を解約または書替継続するときは、通帳の場合は当社所定の支払請求書に、また証書の場合は証書の受取蘭または当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

以 上

(2001年4月1日現在)